

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日	
条例の題名		三重県行政手続条例	公 布 日	平成8年3月27日
条 例 番 号		平成8年三重県条例第1号	直 近 改 正 日	平成19年3月20日
所管部局課		総務部法務・文書課	電 話 番 号	059-224-2163
条例の概要			行政手続法第46条の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続等に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図る。	条例の 類型 法執行型 理念型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることは、ますます求められている。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	県が行う処分、行政指導及び届出に関する手続等について、条例による規制を行っていく必要が認められる。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	処分、行政指導及び届出に関する手続が、この条例の対象となるものであり、現在行われていないものはない。	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	申請に対する処分、不利益処分、行政指導については、県民の権利利益に大きく関わることであることから、条例で定めることが必要である。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	行政手続法第46条	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	行政手続等に関して、共通する事項を定めることが、本条例の目的である。	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることは、県民の信頼をより高めるため、自立した地域経営の実現に資するものである。	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい		
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	第1条第2項により、「他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。」と規定している。	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	行政処分や行政指導が本条例の対象となっているため、本条例の効果は、県民全てが対象となっている。	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	該当なし		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	県の行う手続を規定するものであり、市町等との直接の関係はない。	
点検・見直し結果	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない 現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。		無	無